

12月4日ハローワーク・小田原労働基準監督所やり取り
ボイスレコーダー反訳 ...

12月4日

0分36秒

小田原ハローワークにて

保険の切り替えを行う手続きと雇用保険被保険者離職証明書を見せてる。

野田頭「すみません。会社辞めて保険の切り替えを行いたい場合はこちらの用紙でよろしいのでしょうか？国民健康保険の切り替えを行いたいのですが冷凍しません会社を辞めて保険の切り替えを行いたい場合はこちらの用紙でよろしいのでしょうか」

担当者「国民健康保険の関係は市役所ですね。例えば国民健康保険の免除(保険料)とかならハローワークですね。」

野田頭「ああ、免除ですね。」

野田頭 雇用保険被保険者離職証明書(事業主控)を見せる。

野田頭「告発文を本社に送って、何も一報がなくて、現場(かんぽの宿箱根)から事業主控えの雇用保険被保険者離職証明書をレターパックで送られてきた。」

担当者「(雇用保険被保険者離職証明書の付箋の部分指して)ここが抜けているわけですね。」

担当者「本社の方に投げかけた。」

野田頭「本社の方に投げかけたんですけど、本社の方にどちらにしろレターパックで送っているのでどっかしらの部署には届いているはずではあるんですよ。で、いきなりこれ(事業主控えの雇用保険被保険者離職証明書)が送られてきて、通常辞めると事業主が雇用保険被保険者離職証明書の発行義務があるじゃないですか、これで私に何を書けというのか、書く必要があるのかなど。で確認したらこういうふうに記載されているという話ですね。」

担当者「事業主様がもう少し色々書いてあって、サインとかハンコとかあって、雇用保険の手続きはできます。ただ、会社の方が乱暴なので一度、労働基準局に行つて。」

野田頭「ああ、労基」

担当者「そう、労基。労基に行つてこういう経緯があったんだけど説明してこういう流れなんですけれどと言って。で、国民健康保険の切り替えは市役所」

野田頭「じゃ、労基署行って同じように経緯話せばいいですかね。」

担当者「保険証先にとってきたほうがいいね」

野田頭「何もないからいいと思ったんですけど」

12月4日ハローワーク・小田原労働基準監督所やり取り
ボイスレコーダー反訳 …

担当者「いや、何かあった時のためにあったほうがいいよ。」

野田頭「じゃ基準局にちょっと行ってきます。」

16分過ぎから小田原労働基準監督署での担当者とのやりとり。

小田原労働基準監督署

野田頭：「(かんぼの宿箱根)現場から送られてきた」

野田頭：「先月(11月20日)に12月31日に辞めますと出してある。コピーは持ってます」

担当者：「退職願いは出されてあるということですね。」

野田頭：「ただ、現場で色々あったので、本社に内部告発文を出した。告発文を送ってから1・2回連絡があったみたいなんですけど、(かんぼの宿箱根から)退職願と誓約書と雇用保険被保険者離職証明書が送られてきて、サインして提出していいものなのか、再度提出するものなのか。」

担当者：「書類の確認を行う(退職願い、誓約書、雇用保険被保険者離職証明書)」

野田頭：「再度お勤め先の方からこちらの書類を提出するようにこちら辺がちょっとよくわからなくて」

担当者：「これは退職届であって会社の様式だと思うんですけど、退職届は特にこういう様式ではないといけないというふうには決まってない。退職届は既に出されているんですね。」

野田頭：「12月31日付で」

12月31日にやめましてことを出してあるなら

野田頭：「ただ前置きとして職場でいろいろあったんでもう出すだけ出してきたんですけど、今日退職届というのは今日持って来ないんですけども」

担当者：「出してあるので」

担当者：「告発文の内容と退職というのを分けて考えなければいけない。」

担当者：「退職というのはあくまで自分の意思で行うものである、会社が決めることではないあくまで自分の意思で退職日を決めることができる。すでに12月31日に出したということは31日が退職日になる。」

会社が有職期間にもしやめて下さいと言った場合は退職でなくてこれはこの日に会社が解雇しますということになる。」

あなた様がこういう風に辞めるといった日ではないわけですよ。退職願はあくまで

12月4日ハローワーク・小田原労働基準監督所やり取り
ボイスレコーダー反訳 …

退職願ということを出すということはある意味これは書かなくていいの、退職ということでは何も書いてない会社の方で違いと言うとは言うかもしれませんが解雇と言うことになる。12月31日までに雇用関係がある会社があるという事です。法的には1回出したら撤回はできない。」

担当:「無期雇用でいいんですか」

担当者:「有期の場合だとちょっとややこしくて、期間はいつまでですか」

更新があるので1月31日までですね。

担当者:「ということは法的には1月31日までは働くということで約束をした。自主退職と会社が認めれば会社を辞めることができる。極端なことを言うと1月31日、会社に何らかの損害が出た場合、会社は損害賠償を請求する

担当者:辞めますと言って会社が認めた場合 非常に日本でも特殊技能を持っていて他の会社からも言われているから私は嫌です。じゃあ3年契約をお願いします。途中で気が変わっちゃってもう会社をやめる。となった場合。その会社は3年間は3年契約で事業を考えていたわけですね。残りの2年間はどうかしてくれるんだ?という話になります。

担当者:「これを提出してしまうとこちらを撤回して合意しますという事になります。」

「これは監督署の関係ではないんですけれども」

担当者:「雇用保険被保険者離職証明書はまだ出してはいけないものです。」

担当者:「退職願はある意味であなたの意思で書くものなのでこれは提出しなくていい。」

野田頭:「今急いで会社をさがしているが問題はないか？」

自己都合による退職ではなく

ダブルワークを認めてないと会社の就業規則で、法律ではダブルワークは禁止されていないハローワークがいくら退職手当を出していいのかわからないこれが会社都合とか一身上の都合と書くかによって職業安定所の扱いが全く違ってくる一身上の都合の場合は待機と言ってしばらくもらえない半額とで開きたくとみんな一生懸命やってるあなたは自分の都合で辞めましたね。

会社都合退職

退職勧奨で解雇ではない。会社は一身上の都合で書いてあってもめる。

会社の中で一身上の都合で辞めたと言うので揉めるんですよ。

おそらく就業規則があると思うんですけども

野田頭:「送った物の記録ですね。いろいろ。」

12月4日ハローワーク・小田原労働基準監督所やり取り
ボイスレコーダー反訳 ...

担当者:「証拠ですか？」

野田頭:「そうです、そうです」

31分09

野田頭:「何かあった時のそうですね、責任転嫁と言うか誤魔化しみたいなのがちょこちょこあって、結局総支配人にしても揉み消しみたいな、まあ最終的には長には報告はするんですけど、それがどういうふうになっただけで...果たしてどういう評価になっているのかが完全にわからないんですよ。社員さんが色々やるんですけども結局、周りをよく観察してみると、一つの仕事に対して仕事でお客様からクレームがあって、あいつのせいだってなったんですけども。でも実際は、あれってどうなったのって聞くと、その人のミスじゃなくて、あの人が悪いといミスでは全然なかった。派遣さんの入れ替わりも激しくて、内部的にも色々ゴタゴタが続いたりしていた。10月、台風が過ぎて調理場でポヤ騒ぎみたいなのががあったんですよ。事前に社員さんに方に設備さんの方から報告があったんですよ、毎日全体会議みたいなのがあるんですよ、その時に言えばいいや、みたいに社員さんが考えていたらいいんですけど、全体会議の時に社員さんが報告しようと思っただのか分からないですけど、設備さんがポロっとその内容を言ったんですよ。もう多分伝わってると思って。そしたら総支配人がなんだっ？って話になって、そしたらその社員さんが慌てて、弁解しに行って、で席に戻ったら目立ちたかったんですかね～。それを聞いてああ～

まず内部告訴の事は労働基準法で決まってるわけではないんですけども、内部告訴をやることによって不利益な事を受けてはならない。

担当者:「無断欠勤を何度もやっていれば別だけれども。」

野田頭:「遅刻自体は渋滞で1回で他仕事自体は普通にこなしてました。」

少なくともこれを見る限り会社は解雇とは言っていないし、行かなかったとして会社の処分扱いがどうなっているかが分からない。

ハローワークに聞いてみる

会社が勝手に書いた解雇という事で

担当者:「あくまで雇用保険の件で聞いたものなので。」

さんざん手のひら返しをされたので

就業規則に懲戒解雇の仕方を載せている。

会社を辞める日を会社が決めるということは
もし即日解雇をするのであれば30日分の賃金を支払わなければならない。
内部告訴労働基準法で決まっているわけではない。内部告発をやって不利益なことを受けてはいけない。かつ就業規則で決まっていると決まっている。

12月4日ハローワーク・小田原労働基準監督所やり取り
ボイスレコーダー反訳 …

ただ元凶となってくると

解雇退職願12月31日で問題ない。雇用関係は続いている。そういった中でこの書類が出てるのがおかしい。

担当:「11月28日の時点での退職は成立していないと考える。」会社が

退職というのはあくまで退職

野田頭「ただ、前置きとしてという事で告発文をだしているのと」

担当者「告発文の内容と退職については分けて考えないといけない。」

担当者「会社が辞めてくださいというなら、会社に」

野田頭「告発文があつて連絡があつたんですけど」

担当者「雇用保険被保険者離職証明書は本来勤めている場合は出しては行けない。」

雇用保険被保険者離職証明書